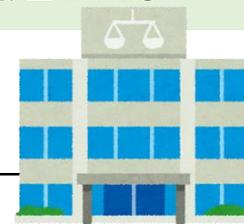


## ・ 事案の概要

日本尊厳死協会が内閣総理大臣に対し、公益認定申請をしたところ、「同協会の事業のうち、リビング・ウィル(宣言書)の登録管理事業を公益目的事業として認めると、医師に不利益を与える可能性がある」との理由で不認定処分がなされた。なお、同処分は、内閣府公益認定等委員会の不認定答申を受けなされたものである。

そこで、日本尊厳死協会(原告)は国に対し、同処分の取消等を求める訴訟を提起した。

## ・ 第一審の判断 【東京地裁平成31年1月18日判決】 → 不認定処分を取り消す



原告の登録管理事業は、公益目的事業に該当する。

同事業を公益目的事業として認めたとしても、医師等に何らかの悪影響や法的な不利益を与えることもない。

よって、不認定処分を取り消す。

## ・ 現在の状況

- ・ 第一審判決後、国は判決を不服とし控訴(平成31年1月31日付)。
- ・ 現在は、国からの控訴理由書の提出を待っている状況(提出期限は控訴があった日から50日以内)。